

大洗研究所原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

2. 主な修正内容

(1) 原子力災害対策指針との整合

本文中で表記される「初期被ばく医療」について、原子力災害対策指針で表記される名称に合わせて「原子力災害医療」に修正する。

（新旧対照表：P2、P3）

(2) 機構対策本部組織の見直し

「別図-1(1) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織」について、機構対策本部の組織に武力攻撃時等による災害発生時の指定公共機関としての対応体制を明確化するため、国等支援対策班を追加する。

（新旧対照表：P5）

(3) EALの見直し

「別表-17」及び「別表-18」に示す緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）について、所内外通信連絡機能の喪失に係るEAL(AL52及びSE52)については、「常陽」及びHTTRのみが適用となることから、施設区分の共通から「常陽」及びHTTRのEAL事象へ移行し、新たなEAL番号を付して修正する。

（新旧対照表：P7、P8）

(4) 国土交通省、銚田市及び笠間市の組織名称の変更について

令和5年5月10日（直近の修正）以降に生じた軽易な修正として「読替え表」を提出した内容を反映する。（令和5年10月5日付け読替え）

（新旧対照表：P6）

(5) その他の修正

上記に加え、記載の適正化として所要の見直しを行う。

（新旧対照表：P2）

以 上

現 行	修 正 後	理 由
<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大 洗 研 究 所 原 子 力 事 業 者 防 災 業 務 計 画</p> <p><u>令和5年5月</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大 洗 研 究 所</p>	<p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大 洗 研 究 所 原 子 力 事 業 者 防 災 業 務 計 画</p> <p><u>令和●年●月</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大 洗 研 究 所</p>	<p>改正日の変更</p>

大洗研究所原子力事業者防災業務計画（修正）新旧対照表

現 行	修 正 後	理 由
<p>目次（省略） 別図、別表、様式一覧（省略） 第1章 総則（省略） 第2章 原子力災害予防対策の実施（省略） 第3章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 初期対応（省略）</p> <p>第2節 応急措置</p> <p>1. 応急措置の実施計画（省略） 2. 応急措置の実施（省略） 3. 事業所外運搬における応急措置（省略） 4. 応急措置の実施報告（省略） 5. 原子力防災要員等の派遣 現地対策本部長は、ERC、OFC並びに茨城県、大洗町、銚田市、水戸市、茨城町その他関係機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、事象区分に応じて別表-15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。 派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、おおむね次のような業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。また、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要に応じて、大洗研究所内に周知する。 (1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急処置の報告の説明 (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加 (3) 広報、住民相談窓口への協力 (4) スクリーニングを主体とした初期被ばく医療への協力</p> <p>第3節 緊急事態応急対策</p> <p>1. 緊急事態該当時の対応（省略） 2. 内閣府対策本部等への報告方法（省略） 3. 応急措置の継続実施（省略） 4. 事業所外運搬事故における対策（省略） 5. 原子力防災要員等の派遣 現地対策本部長は、ERC、OFC並びに茨城県、大洗町、銚田市、水戸市、茨城町その他関係機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(2)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。 派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画及び得られた情報並びに要請事項について現地対策本部長と密に連絡を取り報告するとともに、原子力災害の状況によりスクリーニングを主とした初期被ばく医療への協力等の必要な業務を行う。 なお、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、大洗研究所内に周知する。 また、現地対策本部長は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とするときは、機構対策本部長に要請する。</p> <p>第4章 原子力災害事後対策 第1節 緊急事態応急対策等の報告（省略）</p> <p>第2節 復旧対策</p> <p>1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施 現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び実施内容並びに実施状況を原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長、銚田市長及び関係周辺市町村長に報告する。 (1) 原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握</p>	<p>目次（変更なし） 別図、別表、様式一覧（変更なし） 第1章 総則（変更なし） 第2章 原子力災害予防対策の実施（変更なし） 第3章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 初期対応（変更なし）</p> <p>第2節 応急措置</p> <p>1. 応急措置の実施計画（変更なし） 2. 応急措置の実施（変更なし） 3. 事業所外運搬における応急措置（変更なし） 4. 応急措置の実施報告（変更なし） 5. 原子力防災要員等の派遣 現地対策本部長は、ERC、OFC並びに茨城県、大洗町、銚田市、水戸市、茨城町その他関係機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、事象区分に応じて別表-15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。 派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき、おおむね次のような業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。また、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要に応じて、大洗研究所内に周知する。 (1) 特定事象の経過の連絡及び実施した応急処置の報告の説明 (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加 (3) 広報、住民相談窓口への協力 (4) スクリーニングを主体とした原子力災害医療への協力</p> <p>第3節 緊急事態応急対策</p> <p>1. 緊急事態該当時の対応（変更なし） 2. 内閣府対策本部等への報告方法（変更なし） 3. 応急措置の継続実施（変更なし） 4. 事業所外運搬事故における対策（変更なし） 5. 原子力防災要員等の派遣 現地対策本部長は、ERC、OFC並びに茨城県、大洗町、銚田市、水戸市、茨城町その他関係機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表-15(2)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。 派遣された原子力防災要員等は、原子力災害現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等の指示に基づき、原子力災害合同対策協議会等への参画及び得られた情報並びに要請事項について現地対策本部長と密に連絡を取り報告するとともに、原子力災害の状況によりスクリーニングを主とした原子力災害医療への協力等の必要な業務を行う。 なお、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、大洗研究所内に周知する。 また、現地対策本部長は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とするときは、機構対策本部長に要請する。</p> <p>第4章 原子力災害事後対策 第1節 緊急事態応急対策等の報告（変更なし）</p> <p>第2節 復旧対策</p> <p>1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施 現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、計画及び実施内容並びに実施状況を内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長、銚田市長及び関係周辺市町村長に報告する。 (1) 原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握</p>	<p>原子力災害対策指針で表記される名称に修正</p> <p>原子力災害対策指針で表記される名称に修正</p> <p>記載の適正化</p>



大洗研究所原子力事業者防災業務計画（修正）新旧対照表

現 行	修 正 後	理 由
<p>(2) 原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施                      (3) 原子力施設損傷部の修理及び改造の実施                      (4) 放射性物質の追加放出の防止                      (5) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置（省略）                      3. 現地対策本部の解散（省略）                      4. 原因究明と再発防止対策の実施（省略）                      5. 原子力防災要員等の派遣</p> <p>原子力防災管理者は、ERC、OFC、茨城県、大洗町、銚田市、水戸市、茨城町その他関係機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表－15(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。また、原子力防災管理者は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とするときは、機構対策本部長に要請する。</p> <p>(1) 広報活動に関する事項                      ① 大洗研究所とOFCとの情報交換                      ② 報道機関への情報提供                      ③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等の対応</p> <p>(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項                      ① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（<b>初期被ばく医療</b>への協力を含む。）                      ② 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定                      ③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、OFCに設置される原子力災害現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。</p> <p>また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、大洗研究所内に周知する。</p> <p>第5章 その他（省略）</p> <p>第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、安核本部安全管理部長からの要請に応じ、当該事業者、OFC、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について別表－15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与等の必要な協力を行う。</p> <p>(1) 緊急時モニタリング                      (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（<b>初期被ばく医療</b>への協力を含む。）                      (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定                      (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染                      (5) 避難者（要配慮者を含む。）の搬送・誘導等への協力</p> <p>また、以下の協定及び覚書に基づき、必要な協力を行う。</p> <p>(1) 東海村・大洗町・銚田市に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定」に基づき、大洗研究所以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。                      (2) 大洗町と大洗地区各原子力事業者で締結している「原子力災害時の広報活動の技術的支援等及び大洗地区原子力事業所敷地内の消防活動に関する覚書」に基づき、大洗研究所以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、大洗町長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。                      (3) 日本核燃料開発株式会社、国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターと締結している「非常時の連携に関する協定書」に基づき、大洗研究所以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力災害の発生した原子力事業者からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。</p> <p>参考資料（省略）</p>	<p>(2) 原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施                      (3) 原子力施設損傷部の修理及び改造の実施                      (4) 放射性物質の追加放出の防止                      (5) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項</p> <p>2. 被災者の相談窓口の設置（変更なし）                      3. 現地対策本部の解散（変更なし）                      4. 原因究明と再発防止対策の実施（変更なし）                      5. 原子力防災要員等の派遣</p> <p>原子力防災管理者は、ERC、OFC、茨城県、大洗町、銚田市、水戸市、茨城町その他関係機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表－15(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。また、原子力防災管理者は、機構内の他事業所又は他の原子力事業者の応援を必要とするときは、機構対策本部長に要請する。</p> <p>(1) 広報活動に関する事項                      ① 大洗研究所とOFCとの情報交換                      ② 報道機関への情報提供                      ③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等の対応</p> <p>(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項                      ① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（<b>原子力災害医療</b>への協力を含む。）                      ② 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定                      ③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、OFCに設置される原子力災害現地対策本部、地方公共団体の災害対策本部等派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について現地対策本部長と密に連絡を取り報告する。</p> <p>また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を必要に応じて、大洗研究所内に周知する。</p> <p>第5章 その他（変更なし）</p> <p>第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、安核本部安全管理部長からの要請に応じ、当該事業者、OFC、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体の長その他関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる事項について別表－15(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与等の必要な協力を行う。</p> <p>(1) 緊急時モニタリング                      (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定（<b>原子力災害医療</b>への協力を含む。）                      (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定                      (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染                      (5) 避難者（要配慮者を含む。）の搬送・誘導等への協力</p> <p>また、以下の協定及び覚書に基づき、必要な協力を行う。</p> <p>(1) 東海村・大洗町・銚田市に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定」に基づき、大洗研究所以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力事業所安全協力協定の安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。                      (2) 大洗町と大洗地区各原子力事業者で締結している「原子力災害時の広報活動の技術的支援等及び大洗地区原子力事業所敷地内の消防活動に関する覚書」に基づき、大洗研究所以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、大洗町長からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。                      (3) 日本核燃料開発株式会社、国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターと締結している「非常時の連携に関する協定書」に基づき、大洗研究所以外の原子力事業者で発生した原子力災害への支援を行う場合は、原子力災害の発生した原子力事業者からの要請に応じ、必要な措置を講ずる。</p> <p>参考資料（変更なし）</p>	<p>原子力災害対策指針で表記される名称に修正</p> <p>原子力災害対策指針で表記される名称に修正</p>

大洗研究所原子力事業者防災業務計画（修正）新旧対照表

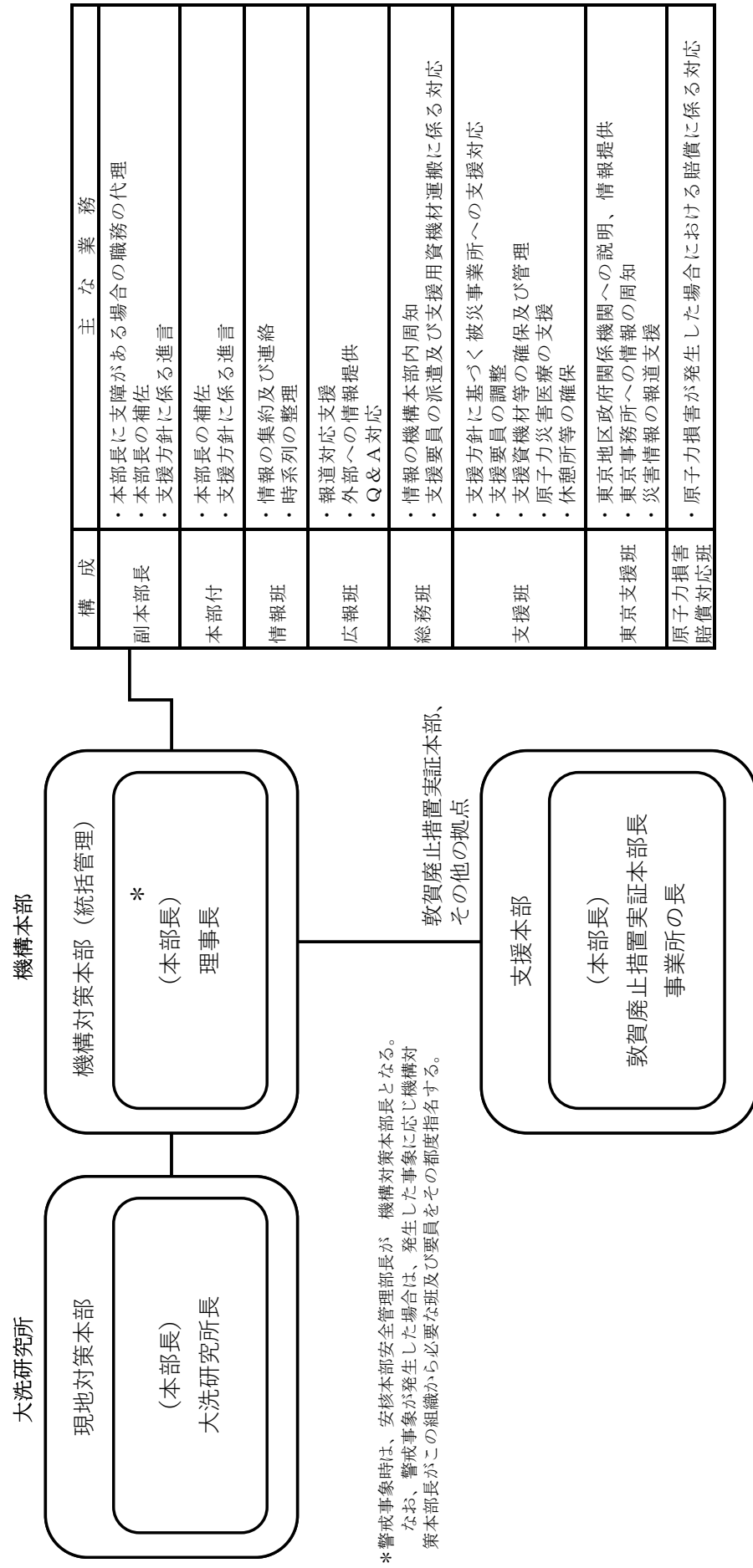
現 行				修 正 後				理 由
原子力事業者防災業務計画改訂の履歴				原子力事業者防災業務計画改訂の履歴				
改訂 No	大洗研究開発センター (南地区)	大洗研究開発センター (北地区)	大洗研究所 *	改訂 No	大洗研究開発センター (南地区)	大洗研究開発センター (北地区)	大洗研究所 *	
制定	平成 12 年 7 月 18 日	平成 12 年 12 月 13 日		制定	平成 12 年 7 月 18 日	平成 12 年 12 月 13 日		
改訂	平成 13 年 8 月 1 日	平成 13 年 8 月 28 日		改訂	平成 13 年 8 月 1 日	平成 13 年 8 月 28 日		
改訂	平成 14 年 8 月 15 日	平成 14 年 7 月 18 日		改訂	平成 14 年 8 月 15 日	平成 14 年 7 月 18 日		
改訂	平成 15 年 8 月 1 日	平成 15 年 8 月 27 日		改訂	平成 15 年 8 月 1 日	平成 15 年 8 月 27 日		
改訂	平成 16 年 8 月 2 日	平成 16 年 9 月 3 日		改訂	平成 16 年 8 月 2 日	平成 16 年 9 月 3 日		
改訂	平成 17 年 10 月 1 日	平成 17 年 10 月 1 日		改訂	平成 17 年 10 月 1 日	平成 17 年 10 月 1 日		
改訂	平成 18 年 10 月 5 日	平成 18 年 10 月 5 日		改訂	平成 18 年 10 月 5 日	平成 18 年 10 月 5 日		
改訂	平成 19 年 12 月 26 日	平成 19 年 12 月 26 日		改訂	平成 19 年 12 月 26 日	平成 19 年 12 月 26 日		
改訂			平成 21 年 3 月 3 日	改訂			平成 21 年 3 月 3 日	
改訂			平成 21 年 10 月 23 日	改訂			平成 21 年 10 月 23 日	
改訂			平成 22 年 8 月 31 日	改訂			平成 22 年 8 月 31 日	
改訂			平成 23 年 10 月 6 日	改訂			平成 23 年 10 月 6 日	
改訂			平成 25 年 3 月 18 日	改訂			平成 25 年 3 月 18 日	
改訂			平成 25 年 12 月 20 日	改訂			平成 25 年 12 月 20 日	
改訂			平成 27 年 3 月 26 日	改訂			平成 27 年 3 月 26 日	
改訂			平成 28 年 3 月 18 日	改訂			平成 28 年 3 月 18 日	
改訂			平成 29 年 3 月 24 日	改訂			平成 29 年 3 月 24 日	
改訂			平成 30 年 1 月 22 日	改訂			平成 30 年 1 月 22 日	
改訂			平成 31 年 3 月 25 日	改訂			平成 31 年 3 月 25 日	
改訂			令和 2 年 8 月 21 日	改訂			令和 2 年 8 月 21 日	
改訂			令和 3 年 3 月 24 日	改訂			令和 3 年 3 月 24 日	
改訂			令和 4 年 4 月 1 日	改訂			令和 4 年 4 月 1 日	
改訂			令和 4 年 7 月 8 日	改訂			令和 4 年 7 月 8 日	
改訂			令和 5 年 5 月 10 日	改訂			令和 5 年 5 月 10 日	
				改訂			令和●年●月●日	改訂日の追加

\* 平成 21 年 3 月 3 日付け改訂で、「大洗研究開発センター（南地区）」、「大洗研究開発センター（北地区）」の原子力事業者防災業務計画を統一、平成 30 年 4 月 1 日付け事業所の名称を「大洗研究所」に変更

\* 平成 21 年 3 月 3 日付け改訂で、「大洗研究開発センター（南地区）」、「大洗研究開発センター（北地区）」の原子力事業者防災業務計画を統一、平成 30 年 4 月 1 日付け事業所の名称を「大洗研究所」に変更

現 行

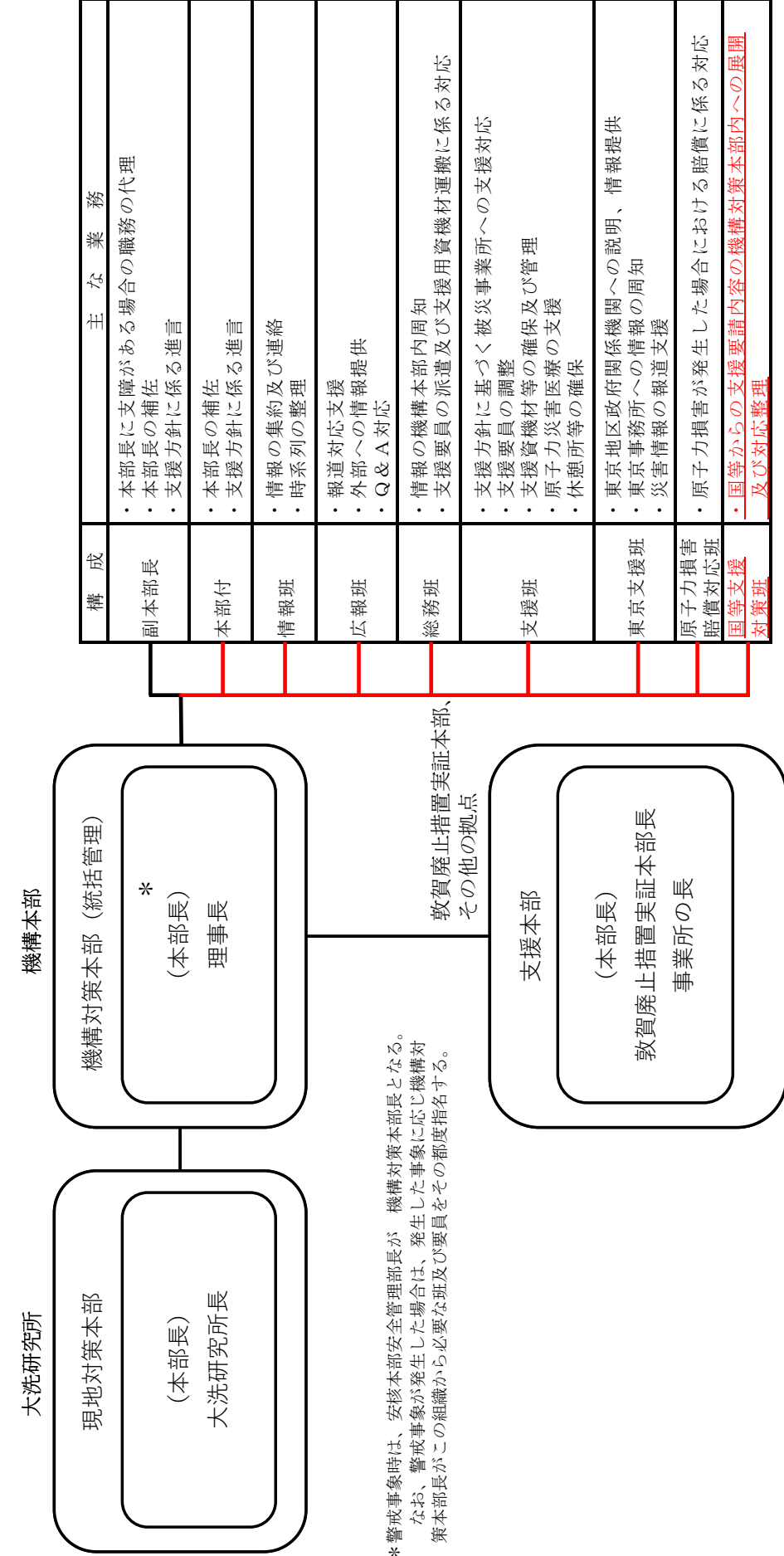
別図-1(1) (省略)



別図-1(2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織

修 正 後

別図-1(1) (変更なし)



別図-1(2) 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織

機構対策本部の体制の見直し  
記載の適正化による見直し



大洗研究所原子力事業者防災業務計画（修正）新旧対照表

現 行	修 正 後	理 由
<p>別図-2(1) (省略)</p> <p>別図-2(2) 大洗研究所外通報連絡系統</p>	<p>別図-2(1) (変更なし)</p> <p>別図-2(2) 大洗研究所外通報連絡系統</p>	<p>組織名称の変更 (R5.10.5 付け読替え表提出)</p> <p>組織名称の変更 (R5.10.5 付け読替え表提出)</p>

別図-2(3)~別図-6 (省略)

別図-2(3)~別図-6 (変更なし)

現 行					修 正 後					理 由
別表-1～別表-16（省略）					別表-1～別表-16（変更なし）					本 EAL 事象は、「常陽」及び HTTR のみ適用となることから、施設区分の共通から「常陽」及び HTTR の EAL 事象へ移行  「常陽」の EAL 事象として見直すとともに、新たな EAL 番号を付して修正  HTTR の EAL 事象として見直すとともに、新たな EAL 番号を付して修正
別表-17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象					別表-17 原子力災害対策指針に基づく警戒事象					
EAL区分	EAL番号	施設区分	EAL事象	説 明	EAL区分	EAL番号	施設区分	EAL事象	説 明	
その他脅威	AL52	共通	<u>&lt;所内外通信連絡機能の一部喪失&gt;</u> <u>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</u>	<u>原子炉施設（「常陽」及びHTTR）で何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかに該当する状態のことをいう。</u> <u>①原子炉施設から緊急時対策所へ通信する手段がどれか一つの手段のみとなる場合</u> <u>②緊急時対策所から所外へ通信する手段がどれか一つの手段のみとなる場合</u> ・「原子炉施設で何らかの異常が発生した場合」とは、原子力防災管理者が異常と判断した場合をいう。 ・「どれか一つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、 <u>どれか一つの手段のみとなった場合をいう。</u>		(削る)	(削る)	(削る)		
地震発生（震度6弱以上）～ AL-JY51（省略）					地震発生（震度6弱以上）～ AL-JY51（変更なし）					
その他脅威	(新規)	常陽	(新規)	(新規)	その他脅威	AL-JY52	常陽	<u>&lt;所内外通信連絡機能の一部喪失&gt;</u> <u>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</u>	<u>「常陽」で何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかに該当する状態のことをいう。</u> <u>①「常陽」から緊急時対策所へ通信する手段がどれか一つの手段のみとなる場合</u> <u>②緊急時対策所から所外へ通信する手段がどれか一つの手段のみとなる場合</u> ・「原子炉施設で何らかの異常が発生した場合」とは、原子力防災管理者が異常と判断した場合をいう。 ・「どれか一つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、 <u>どれか一つの手段のみとなった場合をいう。</u>	
AL-JY53～ AL-HT50（省略）					AL-JY53～ AL-HT50（変更なし）					
その他脅威	(新規)	HTTR	(新規)	(新規)	その他脅威	AL-HT52	HTTR	<u>&lt;所内外通信連絡機能の一部喪失&gt;</u> <u>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</u>	<u>HTTRで何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかに該当する状態のことをいう。</u> <u>①HTTRから緊急時対策所へ通信する手段がどれか一つの手段のみとなる場合</u> <u>②緊急時対策所から所外へ通信する手段がどれか一つの手段のみとなる場合</u> ・「原子炉施設で何らかの異常が発生した場合」とは、原子力防災管理者が異常と判断した場合をいう。 ・「どれか一つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、 <u>どれか一つの手段のみとなった場合をいう。</u>	
AL-JM21～ AL-JM53（省略）					AL-JM21～ AL-JM53（変更なし）					



現 行						修 正 後						理 由
別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL						別表-18 原災法第10条第1項に基づく通報基準及びEAL						
EAL区分	EAL番号	政令又は規則	施設区分	EAL事象	説 明	EAL区分	EAL番号	政令又は規則	施設区分	EAL事象	説 明	
SE01～SE06（省略）						SE01～SE06（変更なし）						
その他脅威	SE52	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ- (4)	共通	<u>&lt;所内外通信連絡機能の全て喪失&gt;</u> <u>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</u>	<u>原子炉施設で何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかに該当する状態のことをいう。</u> <u>①原子炉施設（「常陽」及びHTTR）から緊急時対策所へ通信する手段の全てが喪失した場合</u> <u>②緊急時対策所から所外へ通信する手段の全てが喪失した場合</u> <u>・「原子炉施設で何らかの異常が発生した場合」とは、原子力防災管理者が異常と判断した場合をいう。</u> <u>・「全て喪失した場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線の全ての機能が使用できなくなることをいう。</u>							本EAL事象は、「常陽」及びHTTRのみ適用となることから、施設区分の共通から「常陽」及びHTTRのEAL事象へ移行
SE55～SE-JY51（省略）						SE55～SE-JY51（変更なし）						
その他脅威	(新規)	(新規)	常陽	(新規)		その他脅威	SE-JY52	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ- (4)	常陽	<u>&lt;所内外通信連絡機能の全て喪失&gt;</u> <u>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</u>	<u>「常陽」で何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかに該当する状態のことをいう。</u> <u>①「常陽」から緊急時対策所へ通信する手段の全てが喪失した場合</u> <u>②緊急時対策所から所外へ通信する手段の全てが喪失した場合</u> <u>・「原子炉施設で何らかの異常が発生した場合」とは、原子力防災管理者が異常と判断した場合をいう。</u> <u>・「全て喪失した場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線の全ての機能が使用できなくなることをいう。</u>	「常陽」のEAL事象として見直すとともに、新たなEAL番号を付して修正
SE-JY53～SEHT50（省略）						SE-JY53～SEHT50（変更なし）						
その他脅威	(新規)	(新規)	HTTR	(新規)		その他脅威	SE-HT52	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ- (4)	HTTR	<u>&lt;所内外通信連絡機能の全て喪失&gt;</u> <u>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</u>	<u>HTTRで何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかに該当する状態のことをいう。</u> <u>①HTTRから緊急時対策所へ通信する手段の全てが喪失した場合</u> <u>②緊急時対策所から所外へ通信する手段の全てが喪失した場合</u> <u>・「原子炉施設で何らかの異常が発生した場合」とは、原子力防災管理者が異常と判断した場合をいう。</u> <u>・「全て喪失した場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線の全ての機能が使用できなくなることをいう。</u>	HTTRのEAL事象として見直すとともに、新たなEAL番号を付して修正
SE-HT55～XSE62（省略）						SE-HT55～XSE62（変更なし）						
別表-19（省略） 様式1～様式9-2（省略）						別表-19（変更なし） 様式1～様式9-2（変更なし）						